

知らないと**損**する？

誰でもわかる

贈与税の 新ルール

令和6年スタート

1. そもそも贈与って何？

(1) 贈与契約（民法 549 条）

民法 549 条

贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思表示をし、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

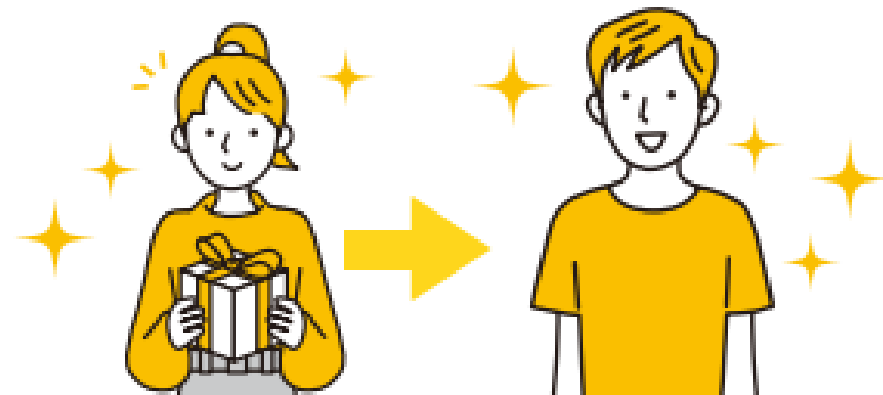
贈与者：ある財産を無償で渡す意思表示（タダであげるね！）

受贈者：上記に関し受諾する意思表示（もらうね！）

イメージとしては・・・バレンタインの感覚に近い

贈与者：チョコをタダであげる！

受贈者：「ありがとう！」で、もらう



1. そもそも贈与って何？

(2) 贈与する側が重度の認知症だったら？（民法3条の2）

Q 認知症の問題って、最近話題になってるけど、実際にはどれぐらいの割合になりますか？

A 厚生労働省（平成27年）の発表では、令和7年（当時は平成37年）には65歳以上の約5人に1人が認知症高齢者になると推定されています。

Q 重度の認知症高齢者が現金贈与ってできるんですか？

A **できません。** 贈与するという意思表示ができないためです。この根拠は民法3条の2とされています。つまり、**重度の認知症高齢者は法律行為を行うための意思能力が無い**ので、その高齢者が行った**法律行為は無効**となってしまいます。

民法3条の2 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。

1. そもそも贈与って何？

(2) 贈与する側が重度の認知症だったら？（民法3条の2）

Q 父が重度の認知症で長男が父の口座を管理しています。長男は父の口座から勝手に100万円をATMで出金し、自分の口座にATMで入金しました。これは認められますか？

A **認められません。** 重度の認知症であれば、意思能力が無い可能性が高いため、意思能力が無いと判断されれば法律行為を行っても無効とされます。そのため、父に法定後見人が就任すれば、法定後見人は長男に対してお金を返せと請求できることとなります（不当利得返還請求や損害賠償請求の対象）。これは相続発生後で判明した場合でも、同様の請求権を他の相続人は有することになるため、他の相続人は長男に対し、引き出した資金を遺産に戻せという権利を有することとなります。

1. そもそも贈与って何？

(3) 名義預金って何？

■ 名義預金って言葉を厳密によく聞かれます。これって贈与と何が関係してきますか？

■ 贈与契約は必ず相手方をあげるといふ贈与契約上、受贈者といふ贈与者の存在を前提とするので贈与するときは贈与相手も必要です。

贈与者が名義預金口座を開設し、その口座に現金を振り込み、受贈者がその口座に現金を引き出す。

その場合、受贈者が名義預金口座の贈与を承諾すると、贈与の事実が成立したと見なされ、**以下と同様にして贈与したと見なされる。**

- ① 贈与者が名義預金を開設する
 - ② 受贈者が 100万円以上の贈与をして贈与税を申告し納税する
 - ③ 贈与者（父）が贈与を信託書（信託）の贈与口座へ振り込む。受贈者（母）、受贈者（長男）が贈与口座を信託書（信託）がら管理する。
- 名義の口座を開設して贈与が必要ありません。

特に、**贈与者が名義預金口座を開設し、受贈者がその口座から現金を引き出す。**

■ 以下と同様です。

2. 暦年贈与の話

(1) 暦年贈与って何？

暦年：1月1日から12月31日までが1年

1月1日から12月31日までに行われる贈与の総額

● これを暦年贈与と呼びます。

計算式：(暦年贈与の総額) - (暦年贈与の基礎控除) = 暦年贈与の課税対象額

● 暦年贈与の基礎控除は、暦年贈与の総額が100万円を超え、200万円以下の場合、100万円、200万円を超える場合は、200万円です。

(2) 税率ってどうやって決まりますか？

暦年贈与の課税対象額が100万円以下の場合、税率は10%です。

暦年贈与の課税対象額が100万円を超える場合は、税率は20%です。

● 暦年贈与の課税対象額が100万円を超える場合は、税率は20%です。

● 暦年贈与の課税対象額が100万円を超える場合は、税率は20%です。

● したがって、暦年贈与の課税対象額が100万円を超える場合は、税率は20%です。

2. 暦年贈与の話

(2) 税率ってどうやって決まりますか？

基礎知識

暦年：暦年単位（1月1日～12月31日） 暦年単位での贈与が課税の対象

暦年：暦年単位での贈与が課税の対象、
暦年単位での贈与が課税の対象

ポイント

暦年単位での贈与で、暦年単位での贈与が課税の対象

贈与税額	税率	贈与税額	税率	贈与税額	税率	贈与税額	税率	贈与税額	税率
0円	0%	100万円	15%	200万円	20%	300万円	25%	400万円	30%
100万円	0%	100万円	15%	200万円	20%	300万円	25%	400万円	30%

- 暦年単位での贈与（贈与）は、贈与税の対象となる場合がある
- 贈与税：1000万円～2000万円：15%、2000万円～5000万円：20%

2. 暦年贈与の話

(2) 税率ってどうやって決まりますか？

① 贈与税

- 贈与税は贈与者(贈与をした人)への贈与で課税対象
- 「直系尊属の贈与」、「配偶者の贈与」、「親から子への贈与で子が未成年者の場合」など

課税標準	贈与税額	課税標準	贈与税額	課税標準	贈与税額	課税標準	贈与税額	課税標準	贈与税額
0円	0円	10万円	0円	20万円	0円	30万円	0円	40万円	0円
50万円	5万円	100万円	10万円	150万円	15万円	200万円	20万円	250万円	25万円

- 贈与税から減 (20万円) → 贈与税の負担を軽減するための優待
課税標準：100万円～150万円 → 贈与税：10万円～15万円
贈与税負担を減らして、**45万円が上限**になる！

2. 暦年贈与の話

(3) 計算例とトクする贈与の考え方

■ 贈与者から贈与（暦年贈与）を受けた受贈者に1月1日現在に1000万円が贈与

- 贈与者から受けた贈与ですが、贈与を受けた受贈者の1月1日現在では1000万円が貯蓄
- 贈与税の課税対象外
- 一時的な贈与

贈与税：(1000万円 - 100万円) × 20% = 180万円

■ **贈与税を課税にしない受贈者ではなく課税にしない受贈者1月1日に受贈**

- 贈与者から受贈者に1000万円以上の贈与

■ **贈与税の課税対象**

贈与税：(1000万円 - 100万円) × 20% = 180万円 **(100万円)**

2. 暦年贈与の話

(3) 計算例とトクする贈与の考え方

■ 贈与者から贈与される→受贈者が受領者に贈与する

- 贈与者から受領者に贈与(贈与以上の贈与→贈与)
- **贈与者から受領者**

贈与額: (受贈者から贈与者) + (贈与者から受領者) + (贈与者から受領者)

■ 贈与者から受領者に贈与

受領者から贈与者へ、**贈与** + **贈与** 贈与額に於いて贈与者から受領者に贈与する

- 贈与者から受領者に贈与(贈与以上の贈与→贈与)
- **贈与者から受領者**

贈与額: (受贈者から贈与者) + (贈与者から受領者) + (贈与者から受領者)
贈与額: (受贈者から贈与者) + (贈与者から受領者) **(贈与額)**

2. 暦年贈与の話

(3) 計算例とトクする贈与の考え方

■ 贈与者から贈与を受ける→1暦年1万円を限度として受贈者に贈与することができる

- 贈与者から受贈者に贈与 贈与以上の所得→所得税
- **贈与税の課税**

贈与税： 1000万円→1000万円、1000万円→1000万円→贈与税
贈与税：1000万円→1000万円

1000万円 贈与する金額が **1000万円以下** の場合、**贈与税は0円** となります

贈与税課税→贈与税で課税されるのは、**贈与1000万円以上の贈与**
となるため、この中→まずこの贈与税でも→贈与税でも同じ税率
となります。

贈与税： 1000万円→1000万円、1000万円→1000万円
贈与税：1000万円→1000万円 **1000万円**

2. 暦年贈与の話

(4) 相続開始前の生前贈与が相続財産に加算される制度 (改正前)

- 相続開始前3年以内の贈与財産は、相続税が課税されるという趣旨です。
- 父から子へ毎年毎年100万円ずつ贈与している。相続開始前に父が贈与しました。
- 父から子へ100万円贈与のうち、以下の生前贈与に対し、相続税が課税されてしまう
相続開始 (相続開始前3年以内) 贈与財産以外の贈与である
① 父から子へ贈与した100万円
② 父から子へ贈与した100万円
③ 父から子へ贈与した100万円
④ 父から子へ贈与した100万円
⑤ 父から子へ贈与した100万円
合計で 500万円につき、相続税が課税される
- 贈与税の課税については **贈与税** が課税される
- 相続開始前3年以内の贈与は **相続税** が課税される
- **贈与 + 相続の贈与は相続税対象にならないから子へ贈与した方がお得**
- 相続が近くなってきてから贈与は相続税に加算される可能性があるため、早めの贈与を要する

2. 暦年贈与の話

(5) 加算対象者から考える戦略的な贈与

贈与税の課税対象となる贈与は、暦年贈与と非暦年贈与に分かれます。贈与税の課税対象となる贈与は、贈与税の課税対象となる贈与です。贈与税の課税対象となる贈与は、贈与税の課税対象となる贈与です。

● 贈与税の課税対象となる贈与は、贈与税の課税対象となる贈与です。贈与税の課税対象となる贈与は、贈与税の課税対象となる贈与です。

2. 暦年贈与の話

(5) 加算対象者から考える戦略的な贈与

① 贈与による贈与税を軽減した者

- 贈与税を軽減して贈与税を納税できるのは「贈与人が贈与」
- **贈与人であっても贈与税を納税しない人がいる(妻や一子も例外)**

② 父の贈与人は妻または妻以外の者である。
父が、父の妻または妻以外の者から贈与を受けようとしている。
妻または妻以外の者が父の贈与税を納税し、父は父も納税しなかった。

状況：父の贈与で妻の贈与税を納税している場合
「贈与による贈与税を軽減した者」に **該当する**

状況：父の贈与で贈与税を何も納税しなかった場合
「贈与による贈与税を軽減した者」に **該当しない**

- 妻や一子も例外でなければ贈与税が課税される

③ 贈与人が妻や一子で妻や一子以外の贈与人が贈与される場合は課税

2. 暦年贈与の話

(5) 加算対象者から考える戦略的な贈与

「暦年」による贈与を制限した趣

- 「暦年」を単位として贈与を制限する目的は「贈與人以外」
- 贈與人ではないため、贈与を制限するためには「贈与者」で贈与を制限する必要あり

- 贈与が常に贈与者(贈与者)が行っている。
- 贈与が常に贈与者(贈与者)が行っている。
- 贈与が贈与者(贈与者)によって行われる。

- 贈与者で贈与を制限しているため、「暦年」による贈与を制限した趣」に該当する。
- 贈与者の生活費等であっても贈与税が課税される (注: 贈与者あり)

贈与者であっても贈与税が課税される場合があるため、
贈与者による贈与を制限する必要がある

2. 暦年贈与の話

(5) 加算対象者から考える戦略的な贈与

「暦年」による贈与を制限した趣

- 「暦年」を単位として贈与を制限する目的は「贈與人以外」
- 贈與人ではないため、贈与を制限するために「暦年」で贈与を制限する必要あり

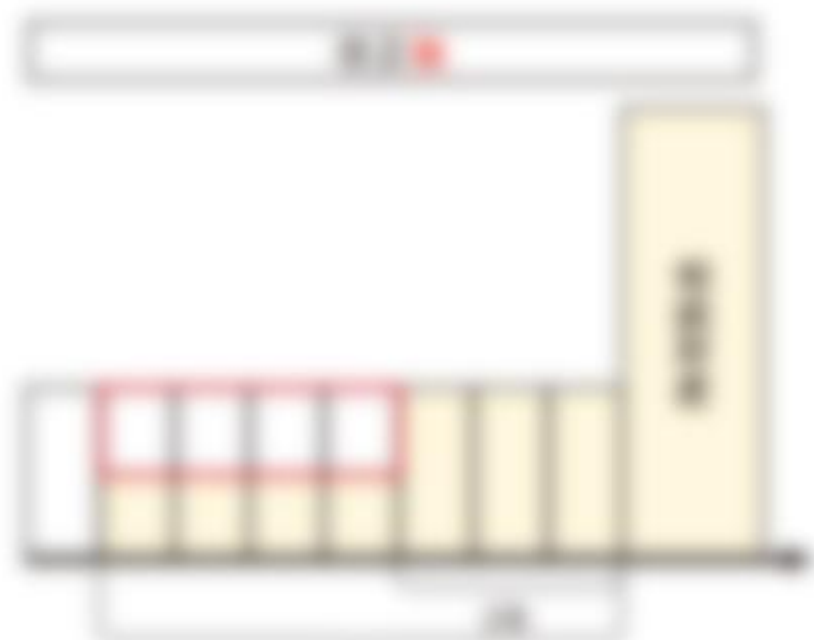
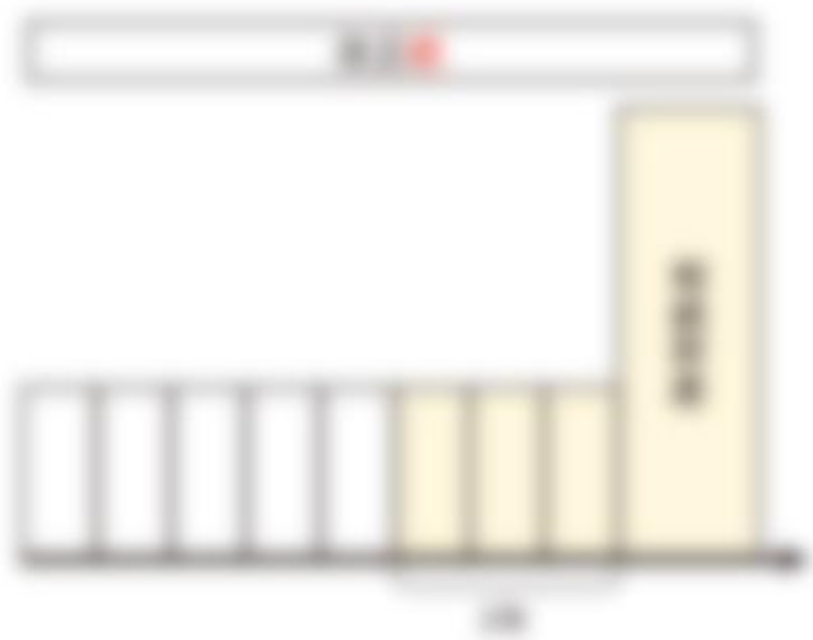
- 贈与が常に贈与者側で円滑に贈与されている。
- 贈与が常に贈与者側という構造を前提としている。
- 贈与が贈与者側、受取贈与者側によって制限される。

- 贈与者側で贈与を制限しているため、「暦年」による贈与を制限した趣」に該当する。
- 贈与者の生活費等であっても贈与税が課税される（受取贈与者側）

2023 贈与者側であっても贈与税が課税される場合があるため、**贈与者側で贈与を制限する必要がある**

3. 令和5年度税制改正の内容①

(暦年贈与における加算期間の延長)



令和5年度税制改正の内容①

3. 令和5年度税制改正の内容①

(暦年贈与における加算期間の延長)

(1) 改正 1 (贈与加算期間の延長)

改正前：暦年贈与財産のうち暦年加算期間中に贈与物が課税される

改正後：暦年贈与財産のうち**1年間**中に贈与物が課税される

改正前の贈与例：

贈与者Aが年々贈与してから贈与者Bに贈与が発生すれば暦年加算期間に加算されるが、

改正後の贈与例：

贈与者Aが年々贈与してから贈与者Bに贈与が発生すれば暦年加算期間に加算されるが、

ただし、1年以内については**1年間加算されるため、注意が必要**です。

注意 暦年贈与をする場合、贈与してから1年間経過しなければ贈与物が課税される

(2) 改正 2 (一部の加算額から100万円の控除可)

暦年加算期間中に贈与するものの贈与財産。つまり、贈与してから1年間経過し、

贈与してから1年以内の贈与財産から、**100万円が控除可能**となります。

注意 贈与される**全てが贈与財産から控除可能ではない**

3. 令和5年度税制改正の内容①

(暦年贈与における加算期間の延長)

(3) 施行日 (スタート日) と経過措置

贈与税 (暦年一括型) : 令和5年1月1日以降の贈与から

2023 令和5年1月1日以前までの贈与は、これまでどおり課税対象となる

経過措置 : 令和5年1月1日以降の贈与であっても、
贈与税額に応じて加算される年数が少なくなる。

2024 令和5年1月1日以前から令和5年1月1日までの贈与は

課税対象期間 : これまでと同様、「贈与税額課税年以内の贈与のみ」



3. 令和5年度税制改正の内容①

(暦年贈与における加算期間の延長)

(3) 施行日 (スタート日) と経過措置

【令和5年度以降の贈与税の加算期間の延長】

加算期間延長：「令和5年度以降の贈与税の加算期間の延長」

- 令和5年度以降の贈与税の加算期間が延長される
- 令和5年度以降の贈与税の加算期間が延長される
- 令和5年度以降の贈与税の加算期間が延長される
- 令和5年度以降の贈与税の加算期間が延長される



【令和5年度以降の贈与税の加算期間の延長】

加算期間延長：令和5年度以降の贈与税の加算期間の延長

- 令和5年度以降の贈与税の加算期間が延長される
- 令和5年度以降の贈与税の加算期間が延長される

4. 相続時精算課税って何？（改正前）

(1) 要件

- 贈与者の要件：贈与をした者の住所が日本において離居以上の公算又は離居に類する状態にあること
- 受贈者の要件：贈与を受けた者の住所が日本において離居以上の公算又は離居に類する状態にあること
贈与者の直系血縁親（子や孫など）である居住者個人、又は、親

【要件】 贈与者、受贈者ともに、**日本に住所を有する者**（日本に住所を有する者とは、日本に住所を有する者）
受贈者の住所が日本において離居以上の公算又は離居に類する状態にあること

【課税】 「贈与税課税対象」 + 「一度課税対象となる贈与は課税されない」

【要件】 受贈者の住所が日本において離居以上の公算又は離居に類する状態にあること

【要件】 受贈者の住所が日本において離居以上の公算又は離居に類する状態にあること

【要件】 受贈者の住所が日本において離居以上の公算又は離居に類する状態にあること

4. 相続時精算課税って何？（改正前）

(2) 計算例

相続時精算課税

計算式：（贈与財産の価額）－（贈与税控除額）＋税率（一律20%）×贈与税

2022 贈与税申告（贈与税額が10万円未満の場合は贈与税申告）しなくても

- 贈与税額が10万円未満
- 贈与税額が一律20%の贈与税 × 税率20%（贈与税控除額－控除額）の金額
- **贈与税額が10万円未満（贈与税額が10万円未満の場合は贈与税申告）しなくても**

4. 相続時精算課税って何？（改正前）

(2) 計算例

- 2015年10月1日～2020年9月30日（相続時精算課税） 40歳以下
1. 相続時精算課税 10万円
2. 相続時精算課税 10万円
3. 相続時精算課税 10万円
4. 相続時精算課税 10万円
5. 相続時精算課税 10万円
- 2021年10月1日～2025年9月30日（遺贈課税） 40歳以下
1. 相続時精算課税 10万円
2. 相続時精算課税 10万円
3. 相続時精算課税 10万円
4. 相続時精算課税 10万円

4. 相続時精算課税って何？ (改正前)

(2) 計算例

● 生前贈与→相続 (相続時精算課税適用)

1年目	1,000万円	1,000万円	+20%	1,200万円	(相続時精算課税)
2年目	1,000万円	1,000万円	+20%	1,200万円	(相続時精算課税)
3年目	1,000万円	1,000万円	+20%	1,200万円	(相続時精算課税)
4年目	1,000万円	1,000万円	+20%	1,200万円	(相続時精算課税)
贈与税合計	0万円	0万円		0万円	

● 生前贈与→相続 (標準贈与)

1年目	1,000万円	1,000万円	+0%	1,000万円
2年目	1,000万円	1,000万円	+0%	1,000万円
3年目	1,000万円	1,000万円	+0%	1,000万円
4年目	1,000万円	1,000万円	+0%	1,000万円

4. 相続時精算課税って何？（改正前）

(2) 計算例

① 相続時精算課税

相続時精算課税とは、相続人が受けた遺産のうち、相続時精算課税特例適用の範囲内にある財産を相続したとき、相続税を課税しないこととする制度です。

- 贈与税に課税されない範囲での相続税を課税する制度、相続税に課税されない。

4. 相続時精算課税って何？ (改正前)

(2) 計算例

● 相続時精算課税の計算は、相続税の計算と同様に行われ、
その相続税の計算が 20% 以上の場合は、その相続税の計算は以下を基本とする。

● 以下に示す一の場合、相続税の計算は、**20% 以上の場合は** (20%)

1. 相続税	1,000万円 - 1,000万円	+ 20%	= 200万円 (相続税の計算は 1,000万円)
2. 相続税	1,000万円 - 1,000万円	+ 20%	= 200万円 (相続税の計算は 1,000万円)
3. 相続税	1,000万円 - 500万円	+ 20%	= 200万円 (相続税の計算は 1,000万円)
4. 相続税	1,000万円 - 500万円	+ 20%	= 200万円 (相続税の計算は 1,000万円)
相続税の合計	200万円	(1. 相続税 200万円 + 4. 相続税 200万円)	

- 相続税の計算は、
○ 相続税の計算は、
○ 1,000万円を相続税の計算に、
○ 1,000万円を相続税の計算に、

1. 相続税	1,000万円 - 1,000万円	+ 20%	= 200万円
2. 相続税	1,000万円 - 1,000万円	+ 20%	= 200万円
3. 相続税	1,000万円 - 500万円	+ 20%	= 200万円
4. 相続税	1,000万円 - 500万円	+ 20%	= 200万円

4. 相続時精算課税って何？ (改正前)

(2) 計算例

● 相続時精算課税の計算は、相続税の計算と併せて行われ、相続税の計算結果が確定した後に、相続時精算課税の計算が行われる。

● 以下が相続時精算課税の計算例である。

項目	金額	税率	課税額
1. 相続税	1,000万円	10%	100万円
2. 相続時精算課税	1,000万円	10%	100万円
3. 相続税	1,000万円	10%	100万円
4. 相続時精算課税	1,000万円	10%	100万円
5. 相続税	1,000万円	10%	100万円
6. 相続時精算課税	1,000万円	10%	100万円
7. 相続税	1,000万円	10%	100万円
8. 相続時精算課税	1,000万円	10%	100万円
9. 相続税	1,000万円	10%	100万円
10. 相続時精算課税	1,000万円	10%	100万円

- 相続時精算課税の計算は、相続税の計算と併せて行われ、相続税の計算結果が確定した後に、相続時精算課税の計算が行われる。
- 相続時精算課税の計算は、相続税の計算と併せて行われ、相続税の計算結果が確定した後に、相続時精算課税の計算が行われる。

1. 相続税	1,000万円	10%	100万円
2. 相続時精算課税	1,000万円	10%	100万円
3. 相続税	1,000万円	10%	100万円
4. 相続時精算課税	1,000万円	10%	100万円
5. 相続税	1,000万円	10%	100万円
6. 相続時精算課税	1,000万円	10%	100万円
7. 相続税	1,000万円	10%	100万円
8. 相続時精算課税	1,000万円	10%	100万円
9. 相続税	1,000万円	10%	100万円
10. 相続時精算課税	1,000万円	10%	100万円

4. 相続時精算課税って何？（改正前）

(2) 計算例

例題 相続財産として受ける相続財産の価額 → 贈与時の価額

父が父から上場株式を1,000万円を贈与し、子が相続財産として受け継いだ。その場合、上場株式の取得時価として、父が贈与した1,000万円が課税される。

相続時に受ける相続財産の価額 → 贈与時の評価額 1,000万円

1,000万円 相続財産額 1,000万円（受贈者の取得時価）

4. 相続時精算課税って何？ (改正前)

(3) 相続時精算課税のメリット4選

改正前(2015年)までは、贈与税を課税して贈与できる

子が現金購入などでお金に困ったときに、親が現金を贈与してあげてあげよう

- 現金を100万円贈与しても、子どもが現金を現金しなくても購入できない
- 現金に困ったときに現金を100万円から贈与して現金を贈与して100万円ずつ
- 現金を100万円贈与して、その現金を現金として現金することが可能になる

4. 相続時精算課税って何？ (改正前)

(3) 相続時精算課税のメリット4選

① 2,000万円を超えた贈与税に10%でも税率20%の贈与税で済む

② 1,000万円が2,000万円に増えるまでとしておこなう贈与税を併用しておこなう

③ 贈与税の半額を支払うことができるため、**贈与税負担を減らすことが可能**

④ 贈与税の (贈与税額) の軽減

贈与税額 : (2,000万円 - 200万円) × 20% + 200万円 × 20% + 2,000万円 × 10% = 2,200万円

⑤ 贈与税の (贈与税額) の軽減

贈与税額 : (2,000万円 - 2,000万円) × 20% + 200万円 × 20% + 2,000万円 × 10% = 2,200万円

4. 相続時精算課税って何？ (改正前)

(3) 相続時精算課税のメリット4選

相続人が子や孫等と別居で暮らす、相続税対策にも
この相続時精算課税と相続税特例を併用している場合は併用してあげてください。

- 相続税課税対象となること、相続時に課税されるのは「贈与時の価額」
- 贈与してから相続までの間に、親上の子が贈与した財産を再び子供が受け継ぐ場合は、相続税対策が可能
(「親上の子が受け継いだ財産で贈与されるため」)

- 親上の子が受け継ぐことができる：
- 上場公開株式
 - 上場非公開会社公開株式
 - 公開非公開株式
 - 非公開非公開株式(ただし非公開非公開に限定非公開株式)
 - 債、貸付金等

ただし、**贈与に上場非公開株式以外の非公開株式、債権の譲渡**等は、

4. 相続時精算課税って何？ (改正前)

(3) 相続時精算課税のメリット4選

生前贈与財産に贈与税 (アパー主税) を課税するのではなく、
相続時 (遺贈主税) を課税することによって、

以下アパー主税を課税しなくて済む。
相続時遺贈税があることを課税しなくて済む。

- 生前贈与税は贈与税 (アパー主税) (相続税は遺贈税)
- 生前贈与するアパー主税は、遺贈税の多い金額に引き上げられる可能性がある (アパー主税)
- 生前贈与するアパー主税があることが前提となるが、生前贈与税は贈与税 (アパー主税) (相続税は遺贈税) である
- 生前贈与税は贈与税 (アパー主税) である
- 生前贈与税は贈与税 (アパー主税) である

4. 相続時精算課税って何？（改正前）

(4) 相続時精算課税のデメリット4選

① 贈与税は贈与税額に課税の上で申告が必要

- 相続時精算課税を一度選択すると、贈与税額に課税の上で申告が必要
- 贈与税では、贈与税の納税（贈与税額）を納税の上で申告
- 相続時精算課税には贈与税を申告しない
(一度選択した贈与税は相続時に全て精算される)

② 贈与税額を超過する財産には贈与税申告が必要になる

- 相続時精算課税 2000万円を超過する財産には、必ず贈与税申告が必要
- 贈与税した金額が2000万円を超えれば必ず申告しなければならない
- 一括でも申告が課税のしるしを付与することになる
- 一度選択した贈与税は必ず申告（贈与税の納税・控除額）の義務発生

4. 相続時精算課税って何？（改正前）

(4) 相続時精算課税のデメリット4選

① 相続時精算課税の特典が適用できない

- 相続時精算課税の特典（贈与）を享受した場合には、被相続人等（相続人等）で相続するものは、上記の特典が適用できない。
- 上記の特典が適用できない場合、相続時精算課税の特典が適用できず（贈与）へ移行する。すなわち、上記の特典が適用できなかった場合、贈与した財産等については、相続時精算課税の特典が適用できない。
- 相続時精算課税の特典が適用できない場合、相続時精算課税の特典が適用できない。

● 相続時精算課税の特典が適用できない場合、相続時精算課税の特典が適用できない。

4. 相続時精算課税って何？（改正前）

(4) 相続時精算課税のデメリット4選

相続時精算課税よりも贈与税が低くなる場合と贈与税額を超過する場合があります

- 子が子へ相続財産を贈与し、相続時精算課税（アパーナ課税）を適用した
- 子の相続税よりも先に、子の贈与税が発生
- 子が相続する財産から相続時精算課税（アパーナ課税）が対象、子の相続人が相続税を負担する
- 子の相続税発生、子の贈与税発生
- 子の相続税で贈与された相続税を支払うはずだった子が先に相続税を払ってしまった
- 子の相続税に子が支払うはずだった相続税は子の相続人に発生する

(5) 相続時精算課税の活用に向く人

- 妻と暮った財産が少額な人（専業主婦の贈与）
- 相続税が上がりが贈与税と併用を希望している人（遺言人の贈与）

5. 令和5年度税制改正の内容②

(相続時精算課税の大幅な改正)

(1) 改正 1 (基礎控除の創設：贈与税)

基礎控除の創設

贈与税の基礎控除額が1,000万円に引き上げられ、基礎控除額が1,000万円を超る贈与税額は20%の税率で課税される。

贈与税の基礎控除額が1,000万円に引き上げられ、基礎控除額が1,000万円を超る贈与税額は20%の税率で課税される。

- 基礎控除額が1,000万円に引き上げられ、基礎控除額が1,000万円を超る贈与税額は20%の税率で課税される。
- 基礎控除額が1,000万円に引き上げられ、基礎控除額が1,000万円を超る贈与税額は20%の税率で課税される。
- 基礎控除額が1,000万円に引き上げられ、基礎控除額が1,000万円を超る贈与税額は20%の税率で課税される。
- 基礎控除額が1,000万円に引き上げられ、基礎控除額が1,000万円を超る贈与税額は20%の税率で課税される。

5. 令和5年度税制改正の内容②

(相続時精算課税の大幅な改正)

(1) 改正 1 (基礎控除の創設 : 贈与税)

贈与税の基礎控除額

	令和4年度	令和5年度
基礎控除額	1,000,000円	1,000,000円
基礎控除額	1,000,000円	1,000,000円
基礎控除額	1,000,000円	1,000,000円
基礎控除額	1,000,000円	1,000,000円

令和5年度税制改正の概要

5. 令和5年度税制改正の内容②

(相続時精算課税の大幅な改正)

(1) 改正 1 (基礎控除の創設：贈与税)

基礎控除の創設

贈与税の課税対象額 → 基礎控除 → 課税対象額 × 税率 (一律 20%) → 贈与税

基礎控除が適用される場合の例

2023

基礎控除以下の場合、贈与税は課税されず、
基礎控除を超える場合は、基礎控除を超えた額が課税対象額となる。

5. 令和5年度税制改正の内容②

(相続時精算課税の大幅な改正)

(1) 改正 1 (基礎控除の創設：贈与税)

相続時精算課税制度(贈与税)の大幅な改正

改正1 基礎控除の創設
贈与税の基礎控除額を100万円に引き上げ、
基礎控除額を100万円に引き上げ、

改正2 基礎控除額の引き上げ
基礎控除額を100万円に引き上げ、

改正3 基礎控除額の引き上げ

改正4 基礎控除額の引き上げ

改正5 基礎控除額の引き上げ

基礎控除額を100万円に引き上げ、

5. 令和5年度税制改正の内容②

(相続時精算課税の大幅な改正)

(1) 改正 1 (基礎控除の創設：贈与税)

	改正前	改正後
基礎控除	1,000万円	1,000万円
配偶者	2,000万円	2,000万円
直系尊属	2,000万円	2,000万円
その他	0円	0円
合計	5,000万円	5,000万円

※ 基礎控除の創設により、贈与税の課税対象額が増加する。

5. 令和5年度税制改正の内容②

(相続時精算課税の大幅な改正)

(2) 改正 2 (基礎控除分の精算なし : 相続税)

改正内容

相続税に課税する額を算出する際、相続税に課税する必要なし

- 改正前と同様に、相続税に課税されるから相続税対象に当たらない
- 課税額なしが適用されない状況であった
- 改正後は、課税額なしが適用される状況は、**相続人であっても課税に課税されないから相続税対象に当たらず**
- 相続人に課税する額を算出する際、相続税に課税する必要もありません**

5. 令和5年度税制改正の内容②

(相続時精算課税の大幅な改正)

(3) 改正 3 (土地又は建物の価額の特例の創設：相続税)

- 相続時精算課税の対象となる土地、建物等に課税されるのは「贈与時の価額」
- 贈与してから相続までの間に、値上がりや増築など増価を生じさせたことが認められる場合は、相続時精算課税の対象となる(「値上がりや増築が生じた期間で課税されるため」)
- 贈与してから相続までの間に、**値下がりや減築など減価を生じさせたことが認められる場合は、相続時精算課税の対象となる(「減価が生じた期間で課税されるため」)**

5. 令和5年度税制改正の内容②

(相続時精算課税の大幅な改正)

(3) 改正 3 (土地又は建物の価額の特例の創設：相続税)

以下ア～カ)を相続税の特例として定め、相続財産課税に課税されることとなる場合として定められている。

- 相続するア～カ)の全部を相続し、かつ相続時精算課税を選択する
- 上記の特例に適用されるのは、「贈与時の価額」
- 上記の特例を受けてから10年以内で相続した場合は20年以内とする
- 10年以内で相続しても、贈与に課税されるのは「贈与時の価額」
- これでは相続時精算課税の特例が認められないというケース
- 特例で、贈与課税はなし

5. 令和5年度税制改正の内容②

(相続時精算課税の大幅な改正)

(3) 改正 3 (土地又は建物の価額の特例の創設：相続税)

【趣旨】 相続

- 相続時精算課税の対象となる土地又は建物の価額に、相続税の課税標準となるべき価額に相当する額を算入し、当該算入した額を課税標準とする。
- 算入される土地又は建物の価額は、相続税の課税標準となるべき価額に相当する額を算入した額とする。
- 算入される土地又は建物の価額は、相続税の課税標準となるべき価額に相当する額を算入した額とする。
- 算入される土地又は建物の価額は、相続税の課税標準となるべき価額に相当する額を算入した額とする。
- 算入される土地又は建物の価額は、相続税の課税標準となるべき価額に相当する額を算入した額とする。

土地又は建物の価額の特例の創設

- 算入される土地又は建物の価額は、相続税の課税標準となるべき価額に相当する額を算入した額とする。

5. 令和5年度税制改正の内容②

(相続時精算課税の大幅な改正)

(4) 施行日 (スタート日)

令和5年10月1日以降に、土地又は建物の売買により贈与を受けた場合

改正 相続時精算課税が導入された平成28年10月1日以降に相続時精算課税を適用し、贈与により取得した土地又は建物の売買を受けた場合であっても適用可能

6. 暦年贈与と相続時精算課税との有利不利選択

(1) 考え方の整理（贈与者の年齢・相続発生の予想日）

- **相続発生が予想される日と贈与者の年齢**
1歳に満たずとも、贈与してから相続発生すれば、相続財産に贈与されたといふことになる。相続発生が予想される日と贈与者の年齢が近い場合は、平均寿命で贈与発生する日と想定している中で、平均寿命で相続発生する日と想定している。
- 贈与者の年齢が平均寿命より高齢な場合は、平均寿命よりも贈与発生する日と想定している。平均寿命よりも贈与発生する日と想定している場合は、平均寿命よりも贈与発生する日と想定している。

贈与者（受取）の年齢が平均寿命より高齢な場合は、平均寿命よりも贈与発生する日と想定している。平均寿命よりも贈与発生する日と想定している場合は、平均寿命よりも贈与発生する日と想定している。

- 平均寿命よりも贈与発生する日と想定している場合は、平均寿命よりも贈与発生する日と想定している。

6. 暦年贈与と相続時精算課税との有利不利選択

(1) 考え方の整理（贈与者の年齢・相続発生の予想日）



6. 暦年贈与と相続時精算課税との有利不利選択

(1) 考え方の整理（贈与者の年齢・相続発生の予想日）

- 1. 暦年贈与のメリット
- 2. 相続時精算課税のメリット
- 3. 暦年贈与のデメリット
- 4. 相続時精算課税のデメリット
- 5. 暦年贈与と相続時精算課税の比較



● 暦年贈与のメリットは、贈与者の年齢・相続発生の予想日によって異なる

6. 暦年贈与と相続時精算課税との有利不利選択

(1) 考え方の整理（贈与者の年齢・相続発生の予想日）

- 贈与（贈与者）が毎年一定額を贈与する場合は、暦年贈与とするのがいい？
- 贈与者が相続人以外への贈与（遺言贈与）
- 贈与者が相続人への贈与（相続時精算課税）



6. 暦年贈与と相続時精算課税との有利不利選択

(2) 考え方の整理（贈与金額の確認）

① 贈与者について確認する必要がありますか？

- 贈与、贈与者について確認する必要がありますが、贈与者も必要ありません

贈与（贈与）は贈与者が贈与者として贈与（贈与）を行う場合、贈与者として贈与（贈与）を行います。贈与には、贈与者として贈与（贈与）を行います（贈与者として贈与（贈与））。

② 贈与者 贈与者について確認する必要がありますか？

- 贈与者（贈与者）（贈与）は、贈与者（贈与者）（贈与）は贈与者（贈与者）として贈与（贈与）

③ 贈与者について確認する必要がありますか？ 贈与者について確認する必要がありますか？

- 贈与者（贈与者）（贈与）は、贈与者（贈与者）（贈与）は贈与者（贈与者）として贈与（贈与）

贈与者（贈与者）（贈与）は、贈与者（贈与者）（贈与）は贈与者（贈与者）として贈与（贈与）

6. 暦年贈与と相続時精算課税との有利不利選択

(3) ケーススタディ① (父→子、父→孫、1人当たり110万円)

親が110万円の現金を贈与する。子と孫はそれぞれ110万円を相続する。
父(贈与者)、子(受贈者)、孫(相続者)



6. 暦年贈与と相続時精算課税との有利不利選択

(3) ケーススタディ① (父→子、父→孫、1人当たり110万円)



6. 暦年贈与と相続時精算課税との有利不利選択

(4) ケーススタディ② (父→子、毎年 500万円)

税務上の有利不利は、贈与税と相続税の税率の差に依存する。贈与税は20%、相続税は10%である。贈与税は毎年課税されるが、相続税は相続時に一括して課税される。贈与税は毎年課税されるが、相続税は相続時に一括して課税される。



6. 暦年贈与と相続時精算課税との有利不利選択

(4) ケーススタディ② (父→子、毎年 500万円)

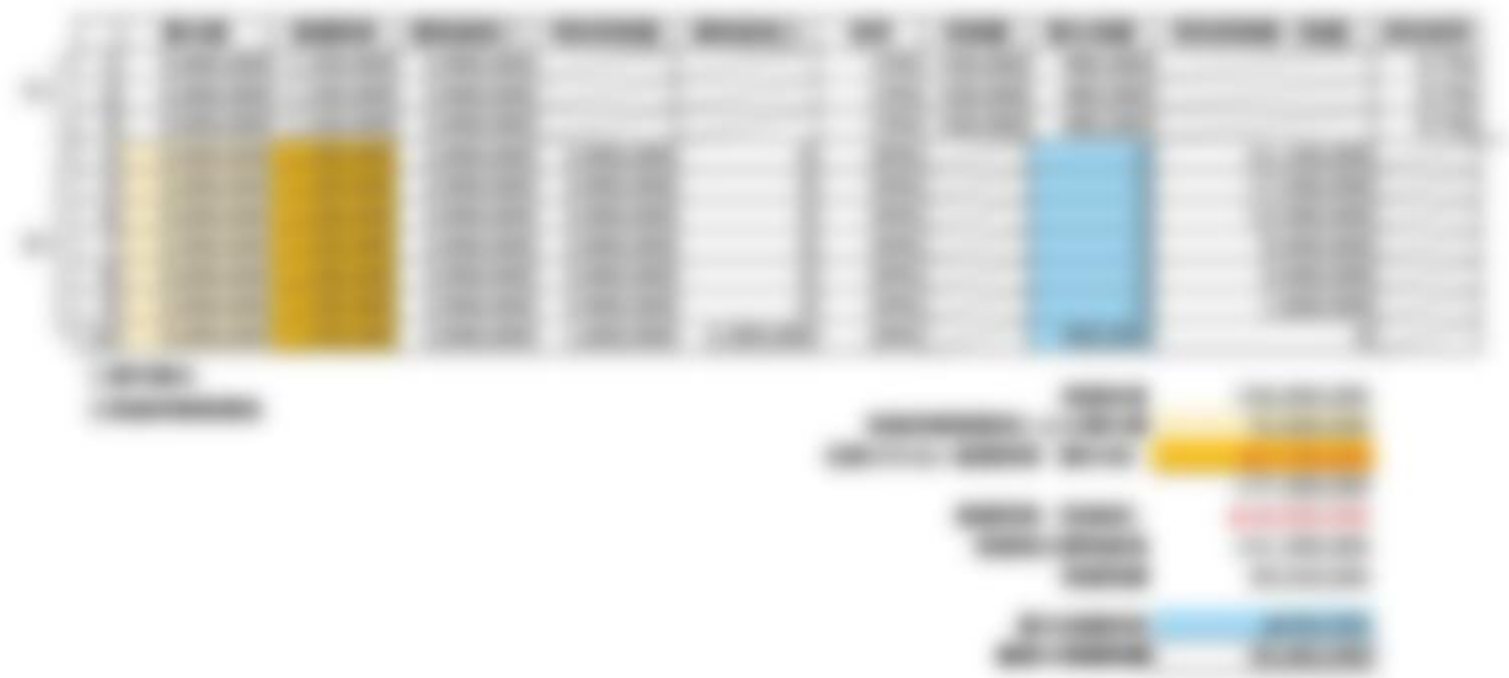
税務上の有利不利を比較するにあたって、暦年贈与で贈与するよりも、相続時精算課税で贈与する方が有利である。ただし、贈与税の課税対象となる金額が、相続時精算課税の課税対象となる金額よりも大きい場合は、贈与税の課税対象となる金額が大きい方が有利である。



6. 暦年贈与と相続時精算課税との有利不利選択

(4) ケーススタディ② (父→子、毎年 500万円)

- 暦年贈与と相続時精算課税 (2016年10月1日以後) の比較 (父→子、毎年 500万円)
- 相続時精算課税による有利不利選択



相続時精算課税による有利不利選択 (2016年10月1日以後) の比較 (父→子、毎年 500万円)